

政令第 号

警備業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十九条第三項、第二十七条第一項、第五十二条及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（情報通信の技術を利用する方法）

第一条 警備業者は、警備業法（以下「法」という。）第十九条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該警備業務の依頼者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た警備業者は、当該警備業務の依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該警備業務の依頼者に対し、法第十九条第三項に

規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該警備業務の依頼者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二条第一項第一号中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「第十一条の二」を「第二十三条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習に関する事務

第二条第一項第四号中「第十一条の六第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同項第五号中「第十一条の七」を「第四十三条」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(登録講習機関の登録の有効期間)

第二条 法第二十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(法第五十二条の政令で定める者及び額)

第三条 法第五十二条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同欄

に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
<p>一 警備業務の種別（法第十八条に規定する種別をいう。以下この条において同じ。）のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（法第二十三条第一項に規定する検定をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする者</p> <p>二 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）を受けようとする者</p> <p>三 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（前号に規定するものを除く。）を受けようとする者</p> <p>四 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第三号に掲げる警備業務</p>	<p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万四千円</p> <p>一万三千円</p> <p>一万六千円</p>

務に係るものに係る検定を受けようとする者

五 法第二十三条第四項に規定する合格証明書（以下この条において単に「合格証明書」という。）の交付を受けようとする者

一万円

六 合格証明書の書換えを受けようとする者

七 合格証明書の再交付を受けようとする者

二千二百円

七 合格証明書の再交付を受けようとする者

二千円

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（平成十七年十一月二十一日）から施行する。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表百一の項の標準事務の欄中「第四条の二第二項及び第五項、第四条の四第一項並びに第六条第三項」を「第五条第二項及び第五項、第七条第一項並びに第十一条第三項」に改め、同項の2中「第四条

の二第五項」を「第五条第五項」に、「二千百円」を「二千元」に改め、同項の3中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同項の4中「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同表百二の項の標準事務の欄中「第十一条の三第二項、第四項及び第五項」を「第二十二条第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項の1中「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同項の2中「第十一条の三第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に、「三万七千元」を「講習一時間につき千二百円」に改め、同項の3中「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千百円」を「二千元」に改め、同項中

4 警備業法第十一条の三第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	千九百円
------------------------------------------	------

を

4 警備業法第二十二条第六項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	千八百円
5 警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	五千元

に改め、同表百三の項の標準事務の欄中「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に、「第十一条の三第四項及び第五項」を「第二十二条第五項及び第六項」に改め、同項の1中「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同項の2中「第十一条の六第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同項の3中「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千百円」を「二千円」に改め、同項の4中「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改める。

理 由

警備業法の一部を改正する法律の施行に伴い、書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法による場合の手続、登録講習機関の登録の有効期間及び検定に係る手数料の額を定める等の必要があるからである。